

○国土交通省告示第二百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二の二第一項第二号の規定に基づき、階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を定める件

建築基準法施行令第三百三十七条の二の二第一項第二号に規定する階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途は、次に掲げるものとする。

- 一 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
- 二 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

## 附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。